

■ 概要

- ・ 対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定（業種分類を大括り）
- ・ 期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- ・ 緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加（36兆円）

■ 対象

- ・ 指定業種に属し、売上減少（前年比▲3%）（※）などについて市区町村長の認定
(※)企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少（▲3%）基準を導入

■ 内容

- ・ 保証限度額8,000万円（無担保）、2億円（有担保）
※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- ・ 信用保証協会の100%保証（責任共有制度の対象外）
- ・ 保証期間は10年以内（据置期間は2年以内）
- ・ 保証料率は0.8%以下

■ 保証・融資審査について

- ・ 金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。
例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの
経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。
- ・ 100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。